

公益社団法人岐阜県歯科医師会館内の障害者歯科診療所および
各階トイレ改修工事改修工事に関する一般競争入札（条件付き）公告

公益社団法人岐阜県歯科医師会は岐阜県の令和8年度岐阜県医療施設等施設整備費補助金（地域拠点歯科診療所施設整備事業）を活用し下記の工事について、一般競争入札を行うので公告する。

令和8年 9月 3日

公益社団法人 岐阜県歯科医師会 会長 長 瀬 好 和

1. 一般競争入札に付する工事

(1) 工事の名称

岐阜県歯科医師会館 1 階障害者歯科診療所改修工事

岐阜県歯科医師会館各階トイレ改修工事

(2) 工事場所

岐阜県歯科医師会館内

(3) 工事概要

仕様書による

(4) 工 期

契約日から令和9年2月末日まで

2. 入札参加者の資格に関する事項

この一般競争入札に参加するものに必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満たしたものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を過去に受けていないこと。
- (3) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、過去に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 過去に岐阜県の公共工事の請負実績のある事業所であること。
- (5) 岐阜市内に本社または支社（営業所）があり、納入後においても故障や修理の対応が迅速に対応できる事業所であること。

3. 入札手続等に関する事項

(1) 〒500-8486 岐阜市加納城南通 1-18

公益社団法人 岐阜県歯科医師会（総務課）

電 話 058-274-6116

F A X 058-276-1722

電子メール office@gifukenshi.or.jp

(2) 仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月11日（金）までの
午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

※電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年9月18日（金）午後1時

イ 入札場所 岐阜市加納城南通 1-18 岐阜県歯科医師会館

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（3）のイの場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定方法

落札者は、定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

ウ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

エ 入札又は開札の中止

本入札は岐阜県の令和 8 年度岐阜県医療施設等施設整備費補助金（地域拠点歯科診療所施設整備事業）を一部活用することから岐阜県から工事の中止の指示を受けた時には入札を中止する。その他、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、中止する。

オ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 2 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4. その他

(1) 契約書作成の要否

要とする

(2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。 なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(4) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。